

# 芦屋市無電柱化推進条例の骨子

## 1 制定しようとする背景と目的

道路上にある電柱や電線は、道路の通行を妨げ、良好な都市景観を損ねているだけでなく、自然災害では、避難や救急活動に支障が生じています。無電柱化を図ることで、安全で安心な道路空間を構築し、良好な都市景観を形成していくことが、望まれています。

平成28年12月16日に「無電柱化の推進に関する法律」が定められ、無電柱化を推進する上での目的・責務・役割分担が明確に定められました。

本市においても、国際文化住宅都市として、良好な住環境の向上を目指し、都市防災機能の強化、通行空間の安全性・快適性の向上、良好な都市景観の形成を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念を定め、市及び関係事業者の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するため、本条例を制定することとしました。

## 2 定義

骨子では、次のとおり定義します。

### ① 無電柱化

電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいいます。

### ② 道路

道路法第2条第1項に規定する道路で、市が管理するものをいいます。

### ③ 関係事業者

道路上の電柱又は電線の設置又は管理を行う事業者をいいます。

### ④ 宅地開発

芦屋市住みよいまちづくり条例第2条第1項第7号に規定する特定宅地開発をいいます。

## 3 条例の概要

### (1) 基本理念

無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めつつ、国、県、市及び関係事業者の適切な役割分担の下に行うものとします。

無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行うものとします。

## (2) 責務等

市は、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、実施します。  
関係事業者は、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、市と連携して技術開発を行うものとしします。

市民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとしします。

## (3) 無電柱化推進計画

市は、無電柱化の推進に関する基本方針や目標、施策を定めた計画を、関係事業者や市民の意見を聴き、定めます。

## (4) 無電柱化の推進に関する施策

### ① 市民の理解及び関心の増進

市は、無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めるよう、広報活動及び啓発活動の充実等を行います。

### ② 道路の占用の禁止

市は、道路法第37条第1項の規定による道路の占用の禁止又は制限等を行います。  
特に、芦屋川特別景観地区内の主要な道路については、関係事業者に対し、電柱及び電線を道路上に新たに設置しないよう求めます。

### ③ 無電柱化された地区の維持

すでに無電柱化が図られている地区においては、継続して無電柱化を維持します。  
・公有地については、その土地の所有者、使用者、関係事業者において、無電柱化を図るものとしします。  
・将来公共の財産になる土地を整備するときは、土地所有者において無電柱化を図るものとしします。

※無電柱化された地区・・・南芦屋浜地区、六麓荘町の一部、高浜町（松韻の街）

### ④ 電柱又は電線の設置の抑制及び撤去

関係事業者は、道路事業や市街地開発事業等の実施の際、これらの事業の状況を踏まえ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないものとしします。また、道路上の既設電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとしします。

⑤ 宅地開発による無電柱化の推進

市は、宅地開発により道路の新設が行われる場合には、その事業主に対し電柱及び電線を道路上において新たに設置しないよう求めます。

⑥ 調査研究、技術開発等の推進等

市及び関係事業者は、無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講ずるものとしてします。

⑦ 関係者相互の連携及び協力

市、関係事業者その他の関係者は、無電柱化に関する工事の効率的な施工等のため、相互に連携を図りながら協力を図るものとしてします。

⑧ その他の施策

市は、必要な財政上の措置など、無電柱化の推進に資する施策を講ずるものとしてします。